

みなし決議に関する評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 理事の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款施行細則第2条第1項に基づき、下記のとおり理事を選任する。

| 区分 | 氏名 | 就任年月日 |
|----|-------------------------|------------|
| 理事 | 前田 弘 (東京都神津島村長就任予定者) | 平成30年10月1日 |

(任期) 平成30年10月1日から平成30年度決算に関する定時評議員会の終結の時まで

(理由) 東京都神津島村長の任期満了に伴い浜川理事から辞任届が提出されたため、後任の理事を選任する。

(2) 上記提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日は、平成30年9月28日とすること。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長(代表理事) 浜川 謙夫

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

平成30年9月28日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、この議事録を作成した。

平成30年 9月30日

公益財団法人東京都島しょ振興公社

議事録作成者

評議員

櫻田 昭正

